

兵庫県公報

平成24年6月15日 金曜日 第2397号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	5
○ 異種目換地指定（同）	6
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	10
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	15
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	15
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	15
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	17
○ 立入調査権限者身分証票無効公告（青少年課）	18
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	19
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（同）	19
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	20
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体届出事項の異動及び指定の取消しの届出	22
公安委員会告示	
○ 地域交通安全活動推進委員の委嘱	23

告 示

兵庫県告示第761号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年6月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 刀出土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	安達 由紀夫	姫路市刀出465番地
同	大谷 鶴治	同 市刀出646番地43
同	大谷 八朗	同 市刀出358番地1
同	大谷 雅英	同 市刀出264番地
同	大谷 安彦	同 市刀出338番地
同	大谷 美幸	同 市刀出269番地
同	田 靡勝巳	同 市刀出361番地

同	田 靡 邦 廣	同	市刀出448番地 1
同	田 靡 仁 志	同	市刀出328番地 1
同	田 靡 勝	同	市刀出319番地
同	西 田 隆 夫	同	市刀出460番地
同	西 畑 巽	同	市刀出380番地 1
同	船 引 勝 美	同	市刀出42番地 1
同	船 引 利 宏	同	市刀出68番地
同	丸 山 義 博	同	市刀出24番地 2
監 事	田 靡 束	同	市刀出321番地 2
同	田 靡 利 幸	同	市刀出402番地
同	丸 山 茂 樹	同	市刀出28番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	田 靡 仁 志	姫路市刀出328番地 1
同	安 達 由紀夫	同 市刀出465番地
同	大 谷 鶴 治	同 市刀出646番地43
同	大 谷 雅 英	同 市刀出264番地
同	大 谷 安 彦	同 市刀出338番地
同	大 谷 美 幸	同 市刀出269番地
同	田 靡 邦 廣	同 市刀出448番地 1
同	田 靡 勝	同 市刀出319番地
同	西 田 隆 夫	同 市刀出460番地
同	船 引 利 宏	同 市刀出68番地
監 事	田 靡 利 幸	同 市刀出402番地
同	丸 山 茂 樹	同 市刀出28番地

2 赤石土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	阪 井 忠右衛門	豊岡市赤石411番地
同	峠 勉	同 市赤石228番地
同	江 中 克 好	同 市赤石105番地
同	仲 島 德 一	同 市赤石122番地
同	田 上 基	同 市赤石273番地
同	阪 井 裕	同 市赤石381番地
同	田 中 德 夫	同 市下鶴井1834番地
監 事	峠 宗 男	同 市赤石306番地
同	喜多川 悦 二	同 市八社宮486番地の 3

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岩 本 仁 志	豊岡市赤石322番地
同	滝 本 康 彦	同 市赤石458番地の 2
同	江 中 敏 郎	同 市赤石105番地
同	阪 井 達 夫	同 市赤石456番地
同	田 中 慎 一	同 市赤石324番地
同	田 中 德 夫	同 市下鶴井1834番地
監 事	宮 本 和 幸	同 市赤石478番地
同	阪 井 勇	同 市赤石471番地

3 苅屋土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	柴 田 和 彦	たつの市御津町苅屋232番地14

同	井戸本	肇	同	市御津町釜屋 3 番地 4
同	中野	豊	同	市御津町苧屋638番地
同	沖田	裕一	同	市御津町苧屋674番地
同	肥塚	良三	同	市御津町苧屋496番地
同	松本	昊	同	市御津町苧屋708番地
同	勝間	正幸	同	市御津町苧屋686番地
同	濱本	昭信	同	市御津町苧屋694番地
同	田淵	大勝	同	市御津町黒崎104番地
同	中川	保	同	市御津町苧屋724番地
同	寺脇	敏行	同	市御津町苧屋277番地 2
同	高尾	礼三	同	市御津町釜屋301番地
同	龍田	惇	同	市御津町苧屋632番地
同	大西	泰文	同	市御津町苧屋709番地
監事	八木	敏幸	同	市御津町苧屋746番地
同	瀬川	勝實	同	市御津町苧屋642番地

就任役員

役員の区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏名

龍田 惇

柴田 将之

柴田 和也

瀬川 勝實

門内 盛哉

寺脇 敏行

勝間 正幸

沖田 裕一

濱本 昭信

濱本 元喜

次田 安宏

大西 泰文

田淵 大勝

黒田 久作

高尾 礼三

柴田 和彦

八木 敏幸

住 所

たつの市御津町苧屋632番地

同 市御津町苧屋1300番地 3

同 市御津町苧屋589番地

同 市御津町苧屋642番地

同 市御津町苧屋493番地15

同 市御津町苧屋277番地 2

同 市御津町苧屋686番地

同 市御津町苧屋674番地

同 市御津町苧屋694番地

同 市御津町苧屋699番地

同 市御津町苧屋722番地

同 市御津町苧屋709番地

同 市御津町黒崎75番地 2

同 市御津町黒崎200番地

同 市御津町釜屋301番地

同 市御津町苧屋232番地14

同 市御津町苧屋746番地

4 東播用水土地改良区

退任役員

役員の区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏名

西井 公一

東本 暁

宮脇 博

北井 和利

井上 峯生

西馬 紀雄

梅田 幸広

長尾 勉

松尾 太一

井上 曉雄

稲岡 洋右

市原 進

大西 保弘

藤田 博富

住 所

神戸市北区八多町深谷471番地

同 市同区大沢町神付490番地

同 市同区淡河町萩原222番地

同 市西区押部谷町和田332番地

同 市同区平野町下村210番地

同 市同区神出町田井394番地

同 市同区上新地 2 丁目18番地の12

明石市魚住町長坂寺1177番地

加古川市八幡町上西条68番地の 2

三木市大村318番地

同 市別所町下石野734番地

同 市志染町御坂286番地の 1

同 市細川町垂穂127番地

同 市口吉川町南畑40番地

同	桑 原 義 孝	同	市吉川町上松393番地
同	藤 田 忠	同	市吉川町水上1500番地
同	坂 田 洋 一	加古郡	稲美町加古1003番地
同	坂 本 幹 男	同 郡同	町北山781番地
同	西 澤 一 弘	同 郡同	町六分一377番地の2
同	藤 本 一 三	同 郡同	町蛸草144番地
同	大 村 伊佐夫	同 郡同	町野谷283番地
同	植 田 茂 夫	神戸市	西区井吹台東町1丁目4番地5—407号
同	市 村 裕 幸	加古川市	新神野8丁目17番地の6
同	藪 本 吉 秀	三木市	志染町戸田613番地
同	橋 本 博 嘉	加古郡	稲美町中村1219番地
同	大 村 哲 郎	同 郡同	町野谷237番地
監 事	田良原 芳 樹	神戸市	北区淡河町北畑80番地
同	田 中 高 雄	同 市	西区神出町宝勢963番地
同	吉 本 鼎	三木市	吉川町前田290番地
同	井 澤 捷 治	加古郡	稲美町下草谷96番地
同	平 山 隆 之	神戸市	西区竹の台4丁目8番地の12
就任役員			
役員の区分		住 所	
理 事	北 本 幸 之	神戸市 北区八多町西畑505番地	
同	稲 生 秀 治	同 市同区 大沢町中大沢888番地の2	
同	田良原 芳 樹	同 市同区 淡河町北畑80番地	
同	武 川 潔	同 市西区 押部谷町高和801番地	
同	安 尾 勝	同 市同区 平野町印路150番地の1	
同	西 馬 紀 雄	同 市同区 神出町田井394番地	
同	梅 田 幸 広	同 市同区 上新地2丁目18番地の12	
同	梅 田 和 郎	明石市 魚住町清水212番地	
同	前 田 功	加古川市 八幡町上西条30番地の1	
同	井 上 曉 雄	三木市 大村318番地	
同	小 舟 正 人	同 市別所町西這田1丁目258番地	
同	奥 野 耕 三	同 市志染町戸田1302番地	
同	大 西 保 弘	同 市細川町垂穂127番地	
同	藤 田 博 富	同 市口吉川町南畑40番地	
同	藤 田 克 彦	同 市吉川町長谷304番地	
同	西 山 利 幸	同 市吉川町豊岡427番地	
同	坂 田 洋 一	加古郡 稲美町加古1003番地	
同	岡 本 光 廣	同 郡同 町国岡1288番地	
同	西 澤 秀 勝	同 郡同 町岡544番地	
同	加 藤 敏 雄	同 郡同 町印南2288番地	
同	大 村 伊佐夫	同 郡同 町野谷283番地	
同	植 田 茂 夫	神戸市 西区井吹台東町1丁目4番地5—407号	
同	樋 口 久 典	加古川市 加古川町美乃利309番地の9	
同	永 尾 勝 彦	三木市 平田268番地の1	
同	藤 原 睦	加古郡 稲美町野寺982番地の3	
同	大 村 哲 郎	同 郡同 町野谷237番地	
監 事	松 本 安 廣	神戸市 北区淡河町淡河1927番地	
同	安 尾 昇 二	同 市西区 岩岡町印路766番地	
同	吉 本 鼎	三木市 吉川町前田290番地	
同	井 澤 捷 治	加古郡 稲美町下草谷96番地	
同	梅 木 勝 治	神戸市 西区学園東町6丁目13番地の14	

5 上部井土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名
大 西 洋 三
西 村 義 博
竹 本 康 男
明 定 輝 彦
柴 田 清
高 塚 敬 三
岸 本 敏 一
垣 内 光
北 野 修
塩 崎 真一郎
高 谷 照 男
柴 田 一 郎
中 川 博 美
鎌 田 耕 次
佐 野 俊 彦
植 田 儀 一
松 本 高 明
藤 澤 武 夫

住 所
加古川市東神吉町神吉1057番地の1
同 市東神吉町砂部175番地の1
同 市西神吉町大国283番地
同 市西神吉町岸353番地
同 市東神吉町西井ノ口731番地の2
同 市米田町平津638番地
高砂市米田町米田894番地の21
同 市米田町島121番地の2
同 市神爪5丁目2番19号
同 市伊保崎4丁目8番7号
同 市伊保3丁目18番10号
同 市松陽2丁目35番地の2
同 市中筋2丁目6番16号
同 市曾根町332番地の2
同 市曾根町794番地
加古川市西神吉町中西293番地の1
高砂市米田町米田848番地
同 市阿弥陀町北池264番地の1

氏 名
大 西 洋 三
喜 多 正 人
竹 本 利 彦
柴 田 克 英
増 田 義 明
高 塚 敬 三
中 谷 隆
垣 内 光
長谷川 康 男
位 田 篤 男
位 田 貴 佳
岸 田 直 樹
池 野 増 男
北 野 静 夫
臼 井 英 司
植 田 儀 一
井 村 丹 之
初 田 照 一

住 所
加古川市東神吉町神吉1057番地の1
同 市東神吉町砂部173番地
同 市西神吉町大国396番地の2
同 市東神吉町西井ノ口732番地
同 市西神吉町岸479番地の1
同 市米田町平津638番地
同 市米田町平津574番地
高砂市米田町島121番地の2
同 市神爪5丁目16番21号
同 市伊保3丁目9番3号
同 市伊保崎5丁目9番10号
同 市中筋2丁目2番25号
同 市中筋4丁目3番36号
同 市曾根町539番地
同 市曾根町776番地の15
加古川市西神吉町中西293番地の1
高砂市米田町米田886番地の4
同 市阿弥陀町南池242番地

兵庫県告示第762号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成24年 6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
刀出土地改良区	平成24年 5月23日

兵庫県告示第763号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、農地整備事業(経営体育成型)宇原地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地については、非農用地区域に換地する土地として指定した。

平成24年 6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積(㎡)
宍粟市	山崎町宇原	南古岸	86	田	田	1,280



兵庫県告示第764号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市福成寺字ダン578の1、578の5、579の1、587の1、588、604、605、605の1から605の6まで、606から608まで、611、614から619まで、619の1、620から622まで、622の1、624、字巍山625の1から625の3まで、626の1から626の4まで、627の1、627の2、628の1から628の3まで、629、630、字尻マリ631、631の1から631の5まで、631の8、632から634まで、650、658、667、694から699まで、705、字桂木706(次の図に示す部分に限る。)、706の1、706の5

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第765号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市畑上字コジロ1163の1、字コジ谷1164から1166まで、1167の1、1167の2、1168、1168の1、1169の1、1169の2、1170から1172まで、1174、1175の1、1175の2、1176、1177の1、1177の2、1178、1180、1180の1、1181、1182、1182の1、1182の2、1183、1184、1184の1から1184の5まで、字畑谷1259の1、1259の2、1259の7から1259の17まで、1259の19、1259の21、1259の23から1259の28まで、字池黒谷1373、1374、1374の1から1374の9まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字コジ谷1167の1、1167の2、1168、1184（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第766号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年6月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市日高町知見字小杉179の1（次の図に示す部分に限る。）、179の17から179の31まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第767号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年6月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市出石町袴狭字トイシバ141の3から141の7まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第768号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市出石町口小野字坂ノ浦37の1、37の13から37の15まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第769号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町東中字小早谷25の1、25の2、25の4から25の8まで、25の14から25の17まで、25の20から25の25まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第770号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町東中字大早谷37の1、37の10から37の16まで、37の27、37の28、37の31から37の36まで、37の43から37の46まで、37の49、37の52、37の54から37の59まで、37の61から37の86まで、37の100、37の109、50の1、字早谷413、420
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第771号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。
平成24年 6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市福成寺字桂木706（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第772号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。
平成24年 6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町小坂字大光寺34の109
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第773号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
東洋紡績株式会社高砂工場
高砂市曾根町2900
工場長 小 黒 清 人
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
東洋紡績株式会社高砂工場
高砂市曾根町2900
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	46号イ 水洗施設 (No. 1) -製品1	46号イ 水洗施設 (No. 1) -製品2			
能 力	容量1,000 L	同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0時～24時 5時間	0時～24時 6時間			
使用時間の季節的変動の概要	な し	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5～6	4～7	5～6	4～7
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10,000	10,000	10,000	10,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	30,000	30,000	30,000	30,000
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0.57	0.74	1	1.3	

備考 特定施設に該当しない既設施設の使用方法の変更により、新たに46号イ 水洗施設及び46号ニ 廃ガス洗浄施設に該当するもの。このほか、46号イ 水洗施設6基、46号ロ ろ過施設4基、46号ニ 廃ガス洗浄施設22基及び71号の6 ジクロロメタンの蒸留施設3基を設置する。

既設特定施設を廃止するとともに既設特定施設の使用方法及び汚水等の処理方法を変更するため、排出水の量に増減はなく、化学的酸素要求量の汚染状態が減少する。

46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 1) (46号イ 水洗施設 (No. 1)) -製品 1		46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 1) (46号イ 水洗施設 (No. 1)) -製品 2		46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 1) (46号イ 水洗施設 (No. 1)) -製品 3		46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 1) (46号イ 水洗施設 (No. 1)) -製品 4	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
0時~24時 24時間		同 左		同 左		0時~24時 21時間	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
1	0~2	1~5	0~6	1	0~2	1	0~2
-	-	-	-	-	-	-	-
1,000	5,000	1,000	5,000	1,000	5,000	1,000	5,000
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
0.71	0.92	0.01	0.01	0.19	0.25	0.18	0.23

46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 1) (46号イ 水洗施設 (No. 1)) -製品5		46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 1) (46号イ 水洗施設 (No. 1)) -製品6		46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 1) (46号イ 水洗施設 (No. 1)) -製品7		46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 1) (46号イ 水洗施設 (No. 1)) -製品8	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
0時~24時 24時間		同 左		0時~24時 1時間		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
12~14	11~14	12~14	11~14	12~13	11~14	12~13	11~14
-	-	-	-	-	-	-	-
1,000	5,000	1,000	5,000	1,000	5,000	1,000	5,000
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
0.05	0.07	0.03	0.04	0.78	1.01	0.5	0.65

46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 1) (46号イ 水洗施設 (No. 1)) -製品9		46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 1) (46号イ 水洗施設 (No. 1)) -製品10		46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 1) (46号イ 水洗施設 (No. 1)) -製品11		46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 1) (46号イ 水洗施設 (No. 1)) -製品12	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
0時~24時 24時間		0時~24時 5時間		同 左		0時~24時 24時間	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
12~14	11~14	1~5	0~6	1~5	0~6	13~14	12~14
-	-	-	-	-	-	-	-
1,000	5,000	1,000	5,000	1,000	5,000	1,000	5,000
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
0.03	0.04	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.03

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年 6月15日から同年 7月 6日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第774号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成24年 6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

加古郡播磨町宮西字古河346番 5、346番 6

2 特定有害物質の名称

カドミウム及びその化合物並びに六価クロム化合物並びに水銀及びその化合物並びにセレン及びその化合物並びに鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニル

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第4項第11号に該当



兵庫県告示第775号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 作業種類

公共測量（3級基準点の復旧測量）

(2) 作業期間

平成24年 4月20日から同年 7月31日まで

(3) 作業地域

西宮市鷲林寺南町

2 (1) 作業種類

公共測量（街区多角点の復旧測量）

(2) 作業期間

平成24年 4月23日から同年 7月31日まで

(3) 作業地域

西宮市生瀬高台

3 (1) 作業種類

公共測量（街区多角点の復旧測量、4級基準点測量）

(2) 作業期間

平成24年 5月28日から同年 7月31日まで

(3) 作業地域

西宮市上田中町、鳴尾町 4丁目及び神原

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成24年6月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成24年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひょうご遺言・相続ねっと

イ 代表者の氏名 西山明子

ウ 主たる事務所の所在地 明石市魚住町清水2187番地7

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域社会のすべての人に対して、遺言書作成・相続・成年後見制度に関する知識の普及活動を行なうことにより、社会福祉の増進に寄与するとともに、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う者に対し、当該活動が円滑に実施できるよう、団体設立支援、交流の場の提供および情報提供サービスをい地域経済の活性化を促し、公益の増進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成24年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人兵庫県暮らしにやさしい防災・減災

イ 代表者の氏名 芦田耕司

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市奥池町19番17号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して災害への不安を少なくし、地域力並びに地域防災力を向上させ、災害弱者をサポートするなどの事業を行い、災害から市民の生命を守り、豊かな暮らしづくりに寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成24年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人パブリックプレス

イ 代表者の氏名 熊田梨恵

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市御園町27番3号 さきタワー・サンクタス2508号

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、医療、介護、福祉などに関する情報・知識の広報と教育啓発、発信の場を提供する事業を行うことを通じ、市民ひとりひとりの社会参画の意識向上に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成24年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ささやま農業青年倶楽部

イ 代表者の氏名 酒井正一

ウ 主たる事務所の所在地 篠山市初田461番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、農林業従事者に対して、農林業経営の支援及び農林業や農家の衰微防止支援に関する事業を行い、農林業と社会の発展に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成24年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人スマイルひろば

イ 代表者の氏名 田中正三

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市神崎町14番22号

エ 定款に記載された目的

この法人は、尼崎市神崎町及び周辺住民に対して、多文化・多世代交流に関する事業を行い、人権文化の推進と福祉のまちづくりに寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成24年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人八幡こども見守り隊

イ 代表者の氏名 黒岩哲也

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市広畑区西夢前台5丁目242番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、八幡校区内のこどもたちと地域住民に対して、事件、事故等から身を守り、明るい健全な環境育成に関する事業を行い、安全で安心な八幡の町づくりに寄与することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成24年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本スマイリスト協会

イ 代表者の氏名 近 藤 友 二

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市熊野町1番2—302号

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県はじめ近畿各府県に住まう人々に対して、積極的に笑顔を作っていくスマイリズムという考え方のもと、企業においては職場活性化、高齢社会においては明るく元気で長生き出来るよう、家庭においては親子夫婦の対話を増やすなど、自然な笑顔で人と接するスマイリストを増やす事業を行い、職場や地域や家庭で笑顔があふれる社会を実現することで、人々の向上心を高め、人と地域の繁栄に寄与することを目的とする。

~~~~~

**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成24年6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成24年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本国際交流協会

イ 代表者の氏名 矢 野 英 雄

ウ 主たる事務所の所在地 大阪府池田市呉服町3—9 サンロイヤル池田駅前B1

## エ 定款に記載された目的

この法人は、国内外の支援を必要とする人達の社会経済生活及び教育レベルの向上を狙いとし、保健・衛生・医療・福祉・地域開発・教育環境整備・人権擁護・環境保全・地球温暖化防止等の支援活動を行い、これらの人々の自立支援を進めると共に、外国の人達との文化・芸術・スポーツ又は人材面での交流を図り、相互理解を促進し、地域を超えた広い社会へ積極的に貢献すると共に、国際交流の増進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成24年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人三木市手をつなぐ育成会

イ 代表者の氏名 湯 澤 秀 秋

ウ 主たる事務所の所在地 三木市口吉川町楮原150番地

## エ 定款に記載された目的

この法人は、知的発達に障害のある人たちをはじめとする、さまざまな障害のある人たちとその家族に対して、地域の中で自立・共生・安心の暮らしができるよう支援事業を行い、地域社会の活性化を図るとともに、障害者自身が積極的に社会参加し達成感のある暮らしを営むことのできる社会の構築に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成24年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人フューチャージニアス

イ 代表者の氏名 本 田 信 親

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市西台1丁目6番13号 伊丹コアビル403号

エ 定款に記載された目的

この法人は、デジタル機器・楽器などを用いた発達障がい児の能力開発や、発達障がい児を対象とした課外保護施設運営、情報提供・啓発活動を行うことにより、発達障がい児の才能発掘と教育の場を充実させることでその自立を支援し、広く発達障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成24年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人子供たちの立場に立った保育を実践する会

イ 代表者の氏名 伊 藤 隆

ウ 主たる事務所の所在地 明石市魚住町西岡671番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は、保育技術の向上を必要としている者に対して保育技術の向上とその普及に関する事業を行うとともに、障害者に対してその社会参加を促すための支援を行い、社会に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成24年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人子育て支援Netフレール

イ 代表者の氏名 實 田 武 彦

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市弓場町1番2号

エ 定款に記載された目的

この法人は、産前産後の母親とその子どもを対象に、主に日常生活へのサポート体制を整備し、健康的に安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援するとともに、妊婦を含めた母親に対する「生活の質」の向上を目指し、母子同士のネットワーク作りや保育事業等、妊娠中から一貫した福祉サービスの提供活動を行うことを通じ、もって子どもの健全な育成及び共に支え合う豊かな子育て環境と、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成24年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人コスモス

イ 代表者の氏名 久 永 彩

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市青山北3丁目40番17号

エ 定款に記載された目的

この法人は、姫路市を中心とした地域の人々に対して、特に老後の自己実現に関する色々な問題について、学習会などの啓発活動を通じて本人はもとより、その家族も学習することで、より良い自己実現に資することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成24年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人絵本で子育てセンター

イ 代表者の氏名 小比賀 ゆり子

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市茶屋之町2番21号

エ 定款に記載された目的

この法人は、子育てに携わる母親及び子育てを支援する方に対し、子育てに最適で良質な絵本の普及や、効果的な絵本の読み聞かせ方、活用法、子育てに関する知識を広く伝える事業を行い、子どもの健全育成を図る活動に寄与することを目的とする。



**立入調査権限者身分証票無効公告**

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

平成24年6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 種 類 | 番 号 | 交付年月日 | 紛失年月日 |
|-----|-----|-------|-------|
|     |     |       |       |

|                         |        |             |             |
|-------------------------|--------|-------------|-------------|
| 青少年愛護条例第28条に規定する立入調査証明書 | H23129 | 平成23年 6月 3日 | 平成24年 5月 6日 |
|                         | H23136 | 同           | 同           |



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年 6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ロイヤルホームセンター新三田  
 所在地 三田市大原字藤野213番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 神姫バス株式会社  
 代表者の氏名 上 杉 雅 彦  
 住所 姫路市西駅前町1番地
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 ロイヤルホームセンター株式会社  
 代表者の氏名 芳 森 新 誠  
 住所 大阪市西区阿波座一丁目5番16号
    - イ 変更後  
 名称 ロイヤルホームセンター株式会社  
 代表者の氏名 中 山 正 明  
 住所 大阪市西区阿波座一丁目5番16号
- 4 変更年月日  
 平成24年 4月 2日
- 5 届出年月日  
 平成24年 5月24日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成24年 6月15日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 平成24年10月15日
  - (2) 提出先  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとお

りである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオンタウン加古川西  
 所在地 加古川市米田町船頭100—1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により加古川市から聴取した意見の概要  
 夜間の作業騒音について、トラックのアイドリング防止等、周辺住民の生活環境保全に十分努めるとともに、苦情が発生した場合は誠意をもってこれに対応すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成24年 6月15日から 1月間

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成24年 6月15日

兵庫県選挙管理委員会  
 委員長 武 田 丈 蔵

- 1 政治団体の設立の届出
  - (1) 政党の支部

| 名称                 | 代表者氏名   | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地                |
|--------------------|---------|---------|---------------------------|
| 自由民主党兵庫県神戸市長田区第二支部 | 加 田 裕 之 | 川 部 宣 宏 | 神戸市長田区水笠通4—1—1 ルータス山吉西側1F |
| 自由民主党兵庫県神戸市東灘区第一支部 | 大 野 一   | 西 尾 静 夫 | 神戸市東灘区住吉宮町2丁目17—21—615    |

- (2) その他の政治団体

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 名称                | 代表者氏名   | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地    |
|-------------------|---------|---------|---------------|
| 荒 田 幹 夫 後 援 会     | 荒 田 幹 夫 | 荒 田 久 子 | 養父市藪崎233—1    |
| 勝 地 て い い ち 後 援 会 | 水 田 美 夫 | 福 田 佳 子 | 養父市八鹿町高柳623番地 |
| 西 上 俊 彦 後 援 会     | 仲 田 嘉 典 | 山 本 清   | 三田市乙原225—1 番地 |

イ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

| 名称                | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地      | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類 |
|-------------------|-------|---------|-----------------|-----------|-------|
| 井 沢 た か の り 後 援 会 | 前 田 清 | 中 村 照 子 | 加古川市加古川町本町338—8 | 井 澤 孝 典   | 衆議院議員 |

- 2 届出事項の異動の届出

- (1) 政党の支部

| 名称 | 異動事項 | 異動内容 |
|----|------|------|
|    |      |      |

|                  |            |   |                              |
|------------------|------------|---|------------------------------|
| 自由民主党21世紀兵庫をつくる会 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル2F MOA神戸内 |
|                  |            | 旧 | 三田市あかしあ台1-29-16              |
| 自由民主党兵庫県倉庫支部     | 会計責任者      | 新 | 岩槻範美                         |
|                  |            | 旧 | 飯塚敏夫                         |

(2) その他の政治団体

| 名称                 | 異動事項       | 異動内容 |                            |
|--------------------|------------|------|----------------------------|
| 明るく活力ある加西を創る会      | 会計責任者      | 新    | 衣笠生佳                       |
|                    |            | 旧    | 横山和美                       |
| 上山隆弘後援会            | 主たる事務所の所在地 | 新    | 揖保郡太子町鶴389番3               |
|                    |            | 旧    | 揖保郡太子町鶴263-3               |
|                    | 代表者        | 新    | 玉田直樹                       |
|                    |            | 旧    | 上山隆弘                       |
| 岡やすえ後援会            | 主たる事務所の所在地 | 新    | 川西市向陽台3丁目1-22              |
|                    |            | 旧    | 川西市平野3丁目17-6 サンライズ明研Ⅱ2F    |
| 岡やすえの会             | 主たる事務所の所在地 | 新    | 川西市向陽台3丁目1-22              |
|                    |            | 旧    | 川西市平野3丁目17-6 サンライズ明研Ⅱ2F    |
| 岡るみ後援会             | 主たる事務所の所在地 | 新    | 川西市向陽台3丁目1-22              |
|                    |            | 旧    | 川西市平野3丁目17-6 サンライズ明研Ⅱ2F    |
|                    | 代表者        | 新    | 松本史郎                       |
|                    |            | 旧    | 本多武史                       |
| 岡るみの会              | 主たる事務所の所在地 | 新    | 川西市向陽台3丁目1-22              |
|                    |            | 旧    | 川西市平野3丁目17-6 サンライズ明研Ⅱ2F    |
| 輝く加東をつくる会(安田正義後援会) | 名称         | 新    | 輝く加東をつくる会(安田正義後援会)         |
|                    |            | 旧    | 安田正義後援会                    |
| かつちつねひさ後援会         | 名称         | 新    | かつちつねひさ後援会                 |
|                    |            | 旧    | かつち恒久後援会                   |
|                    | 代表者        | 新    | 栃尾 宝                       |
|                    |            | 旧    | 植木三郎                       |
|                    | 会計責任者      | 新    | 福田和美                       |
|                    |            | 旧    | 中島忠司                       |
| 菊川龍之介後援会           | 主たる事務所の所在地 | 新    | 神戸市中央区宮本通4-3-7 フローラルメゾン201 |
|                    |            | 旧    | 神戸市中央区北長狭通6丁目3-10 ロイヤル花隈2A |
| 神戸市薬剤師連盟           | 代表者        | 新    | 伊藤清彦                       |
|                    |            | 旧    | 松岡一典                       |
| 政令指定都市薬剤師連盟神戸支部    | 代表者        | 新    | 伊藤清彦                       |
|                    |            | 旧    | 松岡一典                       |

|            |            |   |                   |
|------------|------------|---|-------------------|
| 内藤博史後援会    | 主たる事務所の所在地 | 新 | 三木市末広2丁目5-16      |
|            |            | 旧 | 三木市自由が丘本町2丁目303-2 |
| はつだ稔後援会    | 代表者        | 新 | 財田佳朗              |
|            |            | 旧 | 藤原隆雄              |
| 兵庫県私学経営研究会 | 会計責任者      | 新 | 川上志津夫             |
|            |            | 旧 | 西海薫               |
| 山口つよしを励ます会 | 代表者        | 新 | 森晃一               |
|            |            | 旧 | 河藤敬三              |

3 解散の届出のあった政治団体

(1) 政党の支部

| 名称              | 代表者氏名 | 解散年月日      |
|-----------------|-------|------------|
| 自由民主党兵庫県尼崎市第二支部 | 武田正昭  | 平成24年5月31日 |
| 自由民主党兵庫県姫路市第四支部 | 宗行恭義  | 平成24年5月31日 |

(2) その他の政治団体

| 名称        | 代表者氏名 | 解散年月日      |
|-----------|-------|------------|
| いそがい匡仁後援会 | 増田正一  | 平成24年4月1日  |
| 滝田ゆか・後援会  | 滝田ゆか  | 平成24年5月28日 |



兵庫県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

平成24年6月15日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武田 丈 蔵

1 資金管理団体の届出事項の異動の届出

| 資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 異動事項       | 異動内容 |                           |
|--------------------------|---------|-----------|------------|------|---------------------------|
|                          |         |           |            | 新    | 旧                         |
| 大井敏弘                     | 神戸市議会議員 | 大井敏弘後援会   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 神戸市須磨区飛松町1丁目4番9号 吉川ビル1階   |
|                          |         |           |            | 旧    | 神戸市須磨区多井畑南町22-15          |
| 岡康榮                      | 兵庫県議会議員 | 岡やすえの会    | 主たる事務所の所在地 | 新    | 川西市向陽台3丁目1-22             |
|                          |         |           |            | 旧    | 川西市平野3丁目17-6 サンライズ明研II 2F |
| 岡留美                      | 川西市議会議員 | 岡るみの会     | 主たる事務所の所在地 | 新    | 川西市向陽台3丁目1-22             |
|                          |         |           |            | 旧    | 川西市平野3丁目17-6 サンライズ明研II 2F |

2 資金管理団体の指定の取消しの届出  
法第19条第3項第1号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 取消年月日 |
|------------------|-------|-----------|------------|--------|-------|
|                  |       |           |            |        |       |

|         |             |          |                        |         |                |
|---------|-------------|----------|------------------------|---------|----------------|
| 滝 田 ゆ か | 高砂市議会<br>議員 | 滝田ゆか・後援会 | 高砂市梅井2-5-5-508         | 滝 田 ゆ か | 平成24年<br>5月28日 |
| 田 中 渡   | 西宮市議会<br>議員 | 田中渡政治研究会 | 西宮市与古道町6番2号 畦<br>地ビル2F | 田 中 渡   | 平成24年<br>4月25日 |

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第172号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年  
国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成24年6月15日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

1 平成24年4月27日付けで委嘱をした者

| 氏 名     | 連 絡 先                | 活 動 区 域    |
|---------|----------------------|------------|
| 山 田 修 司 | 芦屋警察署 (0797) 23-0110 | 芦屋警察署の管轄区域 |
| 中 尾 行 宏 |                      |            |
| 譽田垣 護   |                      |            |
| 伊 藤 敏 光 |                      |            |

2 平成24年5月7日付けで委嘱をした者

| 氏 名     | 連 絡 先                | 活 動 区 域    |
|---------|----------------------|------------|
| 横 井 時 成 | 高砂警察署 (079) 442-0110 | 高砂警察署の管轄区域 |
| 北 重 光   |                      |            |